

原発事故の被害の今 求められる政策とは？ 居住・生活・健康...

国際環境NGO FoE Japan
満田夏花

本日お話しすること

- 放射性物質の拡散と長引く土壌汚染
- 避難者の困窮
- 甲状腺がん～深刻な症例も
- 民間団体の活動により見えてきた被害の実態

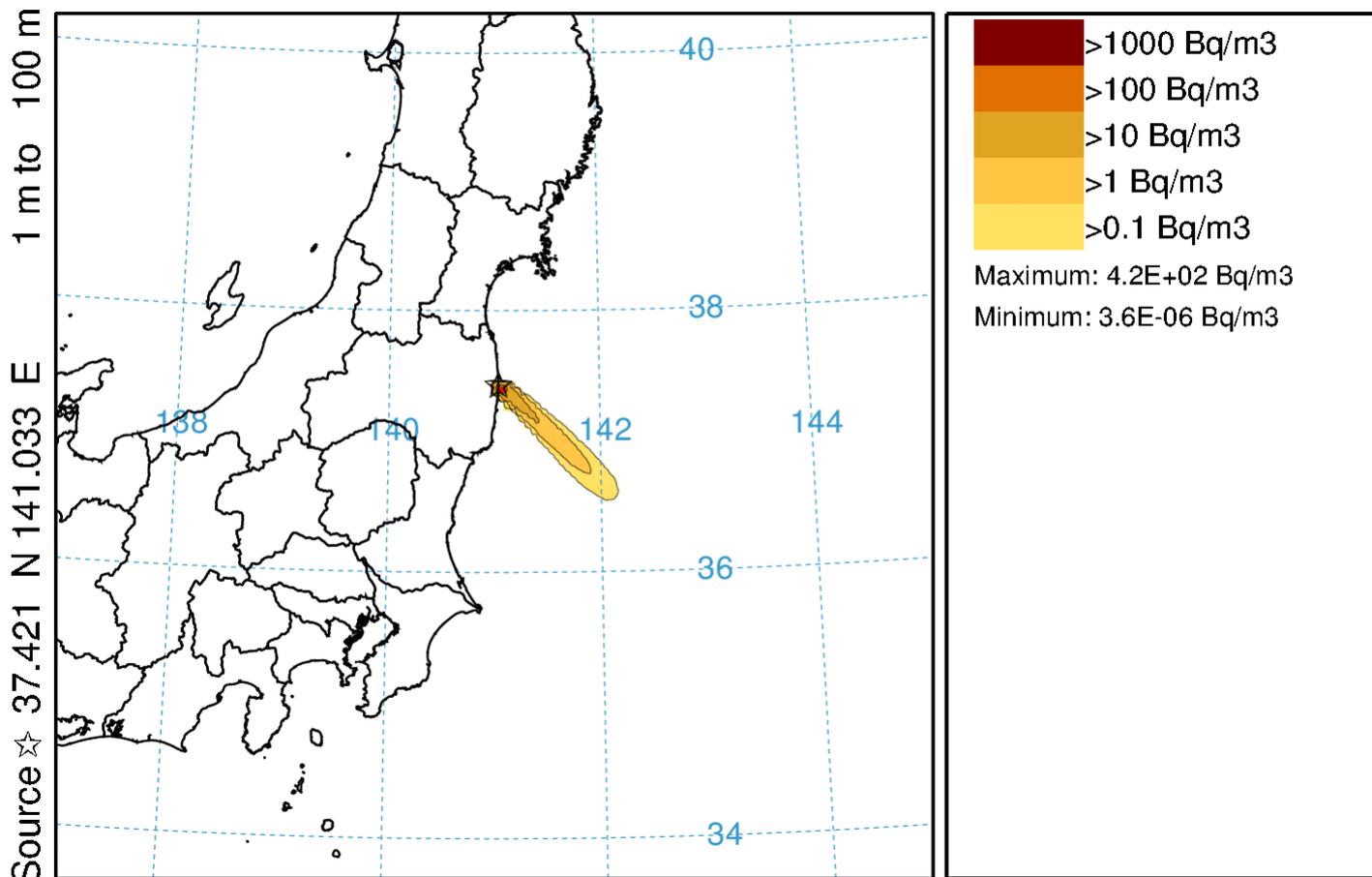
Attachment B-2: Animation of ^{131}I dispersion in atmosphere

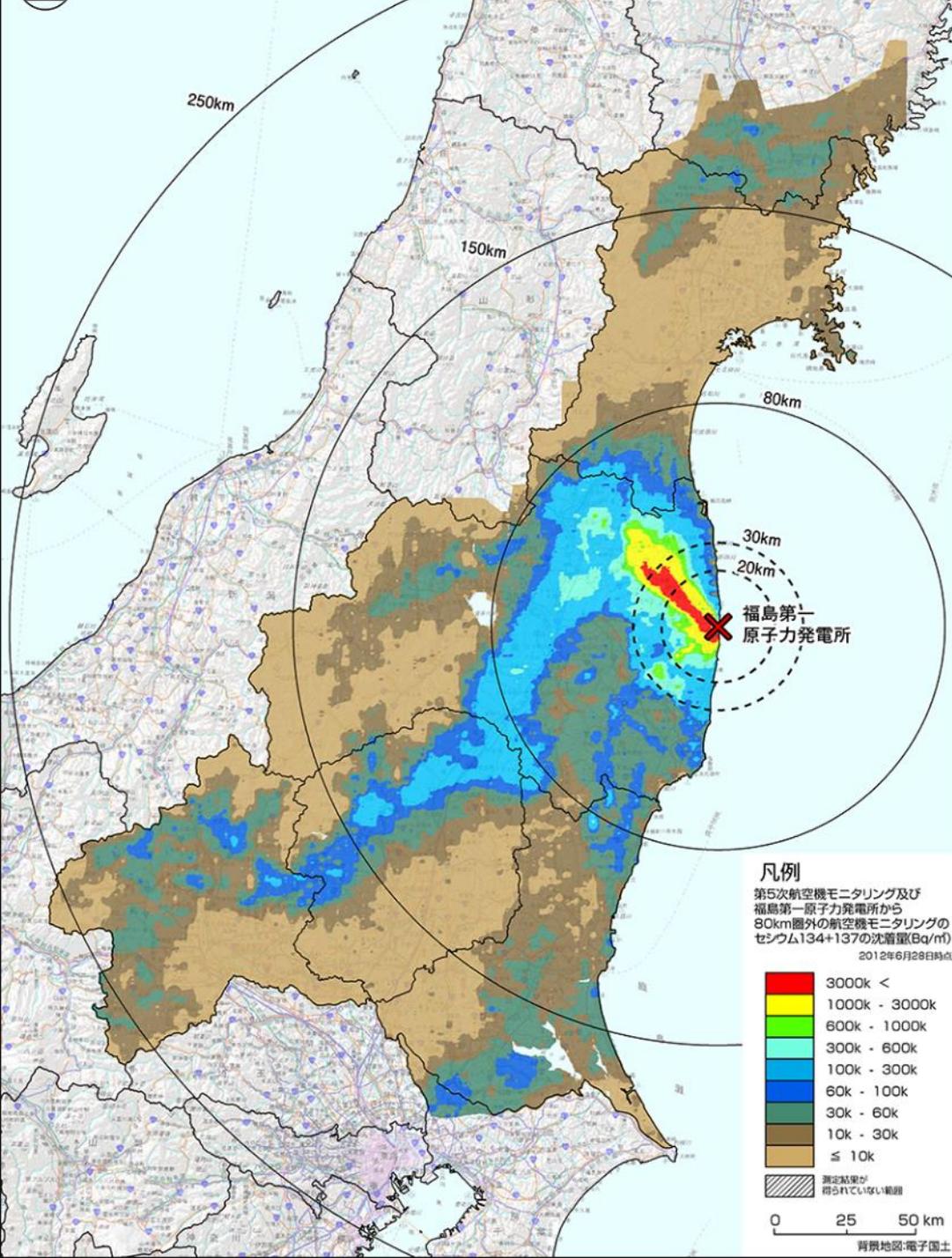
I-131 Air Concentration

Concentration (Bq/m³) averaged between 0 m and 100 m

Integrated from 1800 11 Mar to 2100 11 Mar 11 (UTC)

I-131 Release started at 1800 11 Mar 11 (UTC)



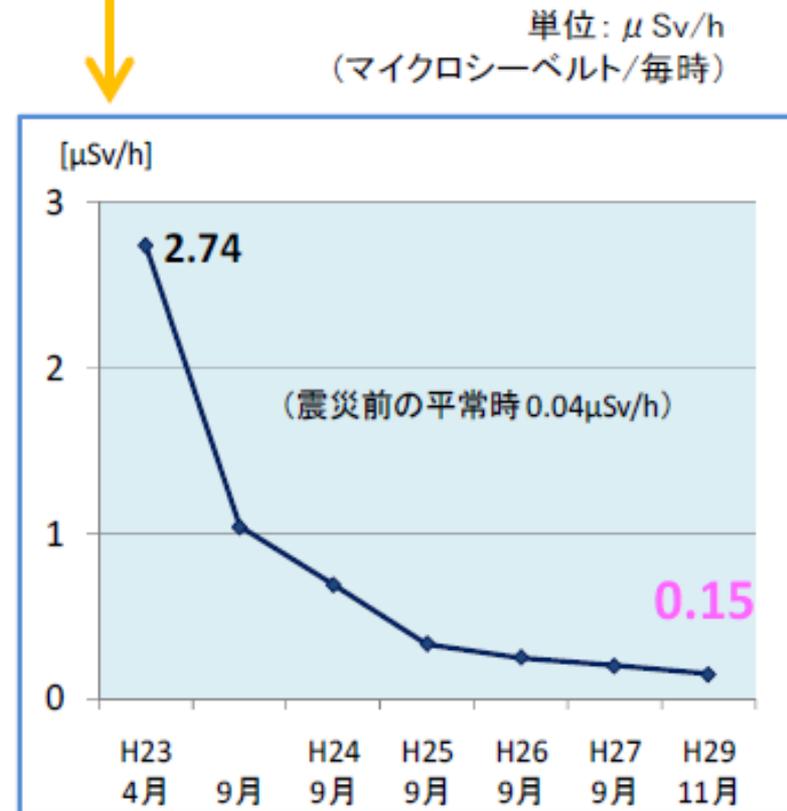


第5次航空機モニタ
リング及び福島第一原
子力発電所から80 km
圏外の航空機モニタ
リングの放射性セシウ
ムの沈着量の測定結
果 (H24.6.28換算)
(全域) (Cs-134+Cs-
137)

空間線量率は低下

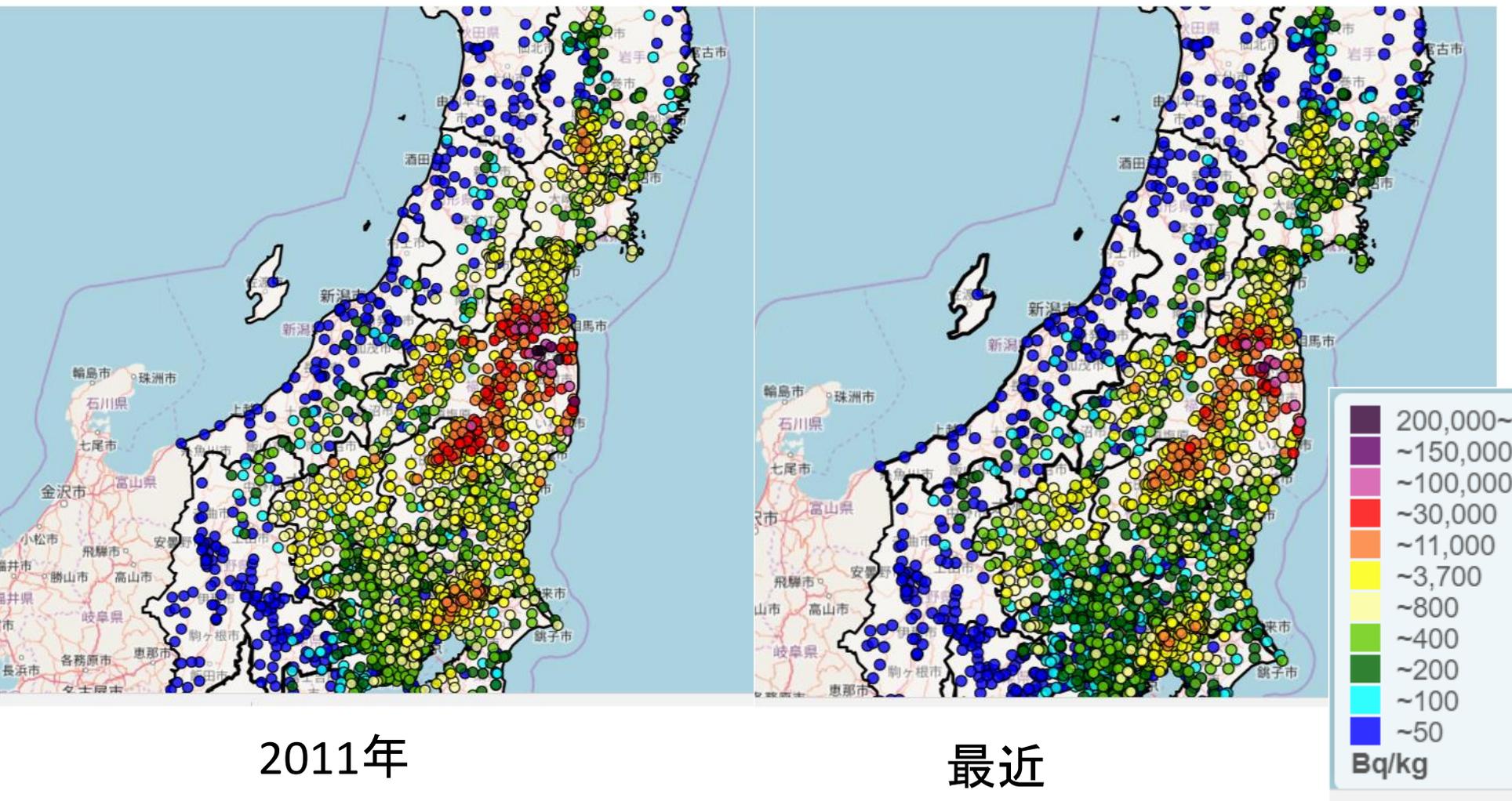
◆放射線量の推移

	福島市	会津若松市	いわき市
震災前の 平常時	0.04	0.04 ~0.05	0.05 ~0.06
平成23年4月	2.74	0.24	0.66
9月	1.04	0.13	0.18
平成24年3月	0.63	0.10	0.17
9月	0.69	0.10	0.10
平成25年3月	0.46	0.07	0.09
9月	0.33	0.07	0.09
平成29年11月	0.15	0.05	0.06

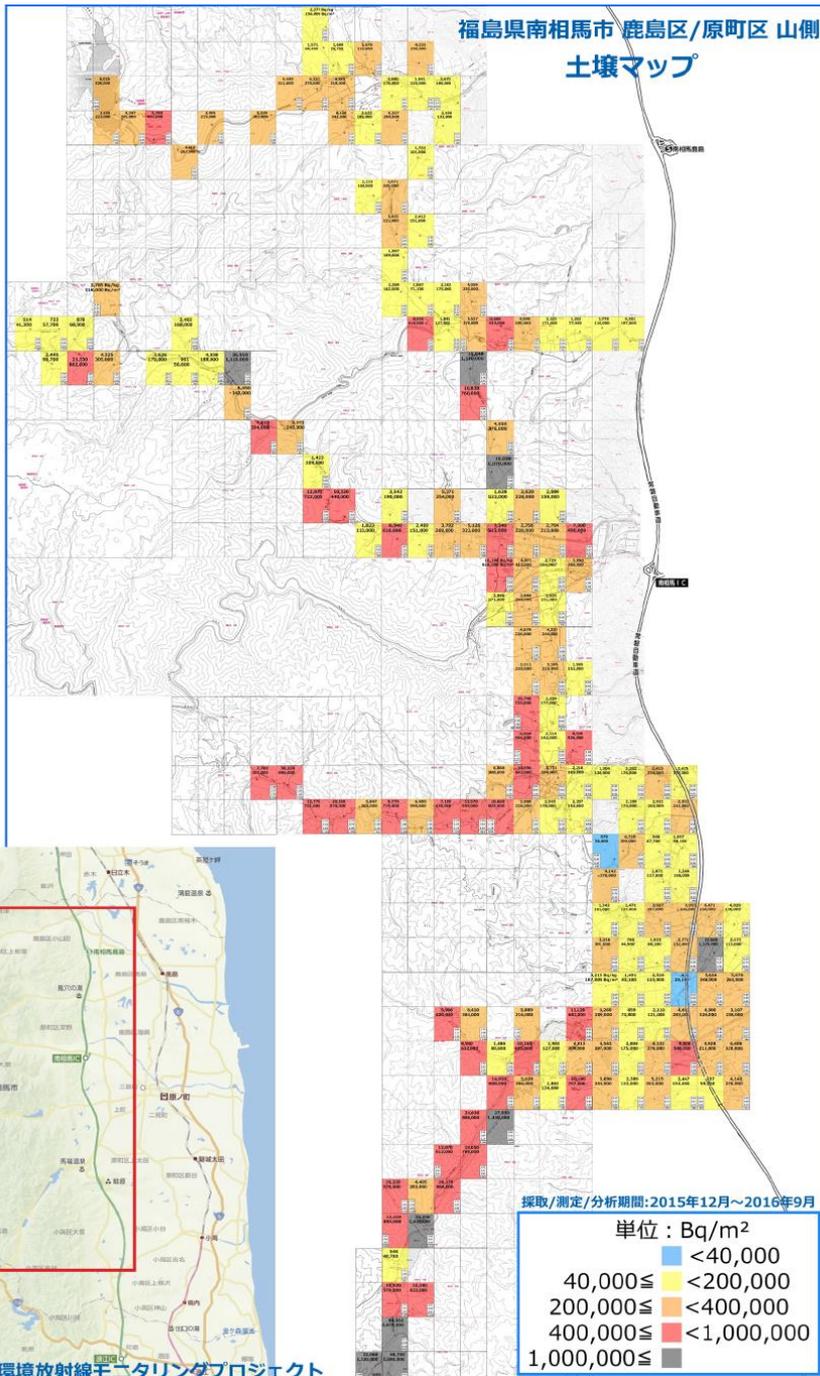


【出典】福島県災害対策本部(暫定値)

広がる土壌汚染 (みんなのデータサイト土壌プロジェクト)



福島県南相馬市 鹿島区/原町区 山側
土壌マップ

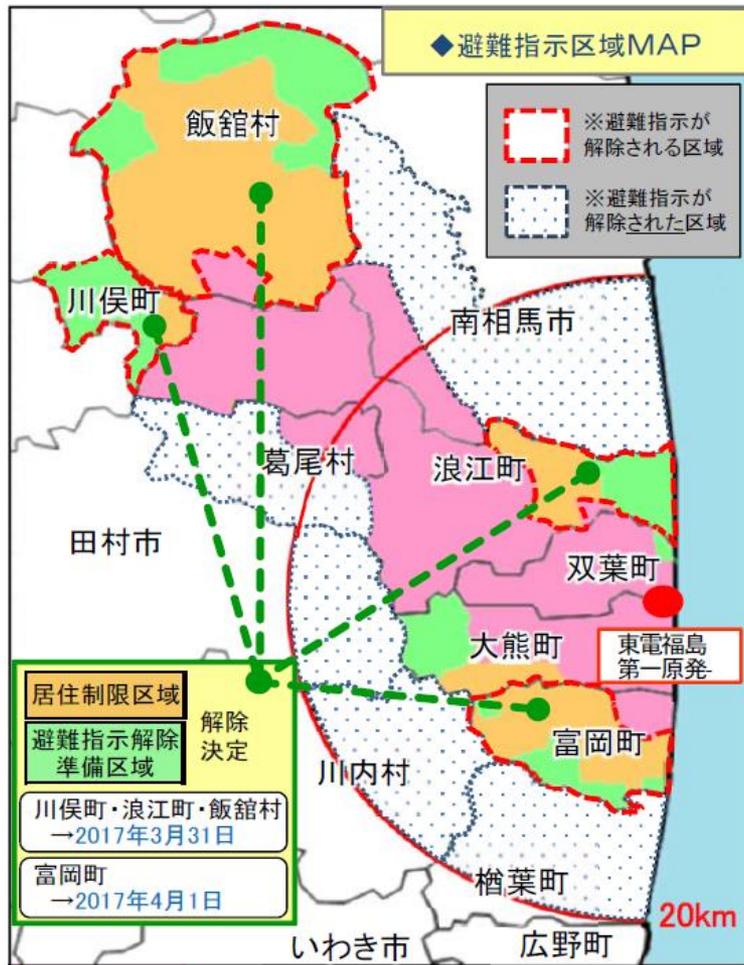


南相馬市鹿島区・原町区 の土壌汚染の状況

- 2015年12月～
2016年9月
- 196地点中194地
点で放射線管理
区域相当(4万
 Bq/m^2 以上)
- 50地点で、40万
 Bq/m^2 以上

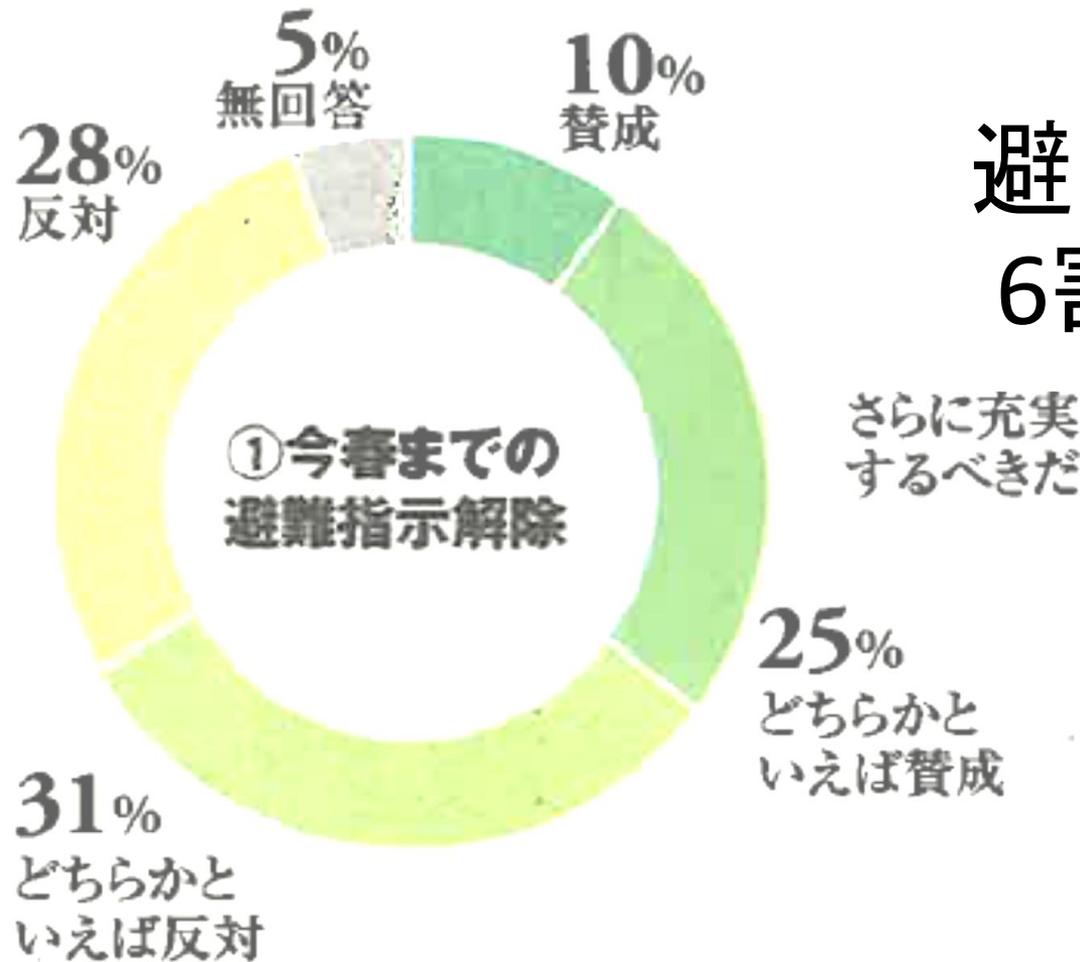
ふくいち周辺環境放射線モニタリング
プロジェクト

住民の意思に反して 進められる避難区域の解除



- 2011年の避難指示区域は、20km圏内および年20mSv相当の地域に
- 推定積算線量年20mSvを下回り、社会インフラが整ったところから順次解除。
- 2017年3月、図のオレンジおよび緑の地域が解除され、現在、ピンクの地域のみ

避難指示解除、 6割が否定的



Q.避難指示を解除する方針について

朝日新聞 福島第一原発
第6回避難住民共同調査
(2017年2月28日紙面)より

福島県内4町村の帰還状況 (2月1日時点)

	人口… A	居住者 (転入者 含む) B	居住 世帯	B/A
富岡町	13,228	429	298	3.2%
浪江町	17,981	490	338	2.7%
飯舘村	5,880	607	320	10.3%
川俣町山木屋	946	285	126	30.1%

(出典:各自治体の発表データをもとに作成)

富岡町では...

実際の帰還率は1～2%

高齢者がぽつりぽつりと帰還＋新規転入者(関連企業の人たち)
郡山、いわきの仮設住宅に残された人たち(社会的弱者)

- 「子どもを育て上げるまでは避難をする。いまの富岡は、放射線影響を考えれば、子どもが暮らせるような環境ではないと思う。しかし、いずれは思い出のつまった富岡に戻りたい」(30代？女性)
- 「先祖伝来築き上げてきたものを守りたい。帰還したい。しかし、後継ぎの息子たちは帰って来ない。田んぼを太陽光発電用に20年間貸す契約を結んでしまった。景観はがらりと変わってしまった」(60代？男性)

南相馬避難20mSv基準撤回 訴訟

- 年間20mSvの基準による避難解除は違法だとして、南相馬市の特定避難勧奨地点に指定されていた世帯を含む住民132世帯534名が2015年4月17日、国を提訴

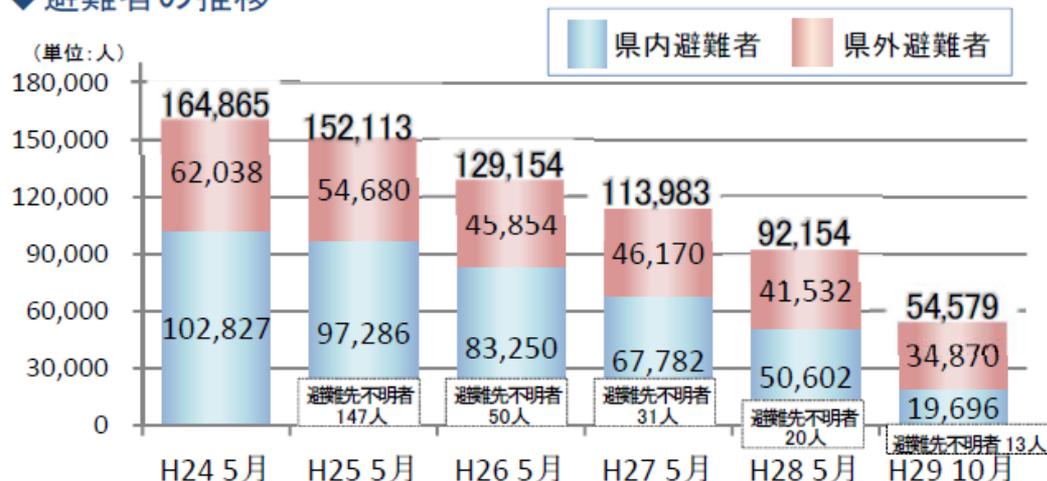


- 公衆の被ばく限度に関する国際勧告1mSvを守れ
- 解除プロセスに住民の意思が反映されていない

避難者数

- 福島県総合計画(2012年12月改定)...「2020年までに避難者ゼロ」を一つの目標
- 福島県からの避難者 164,865人(2012年5月)
→77,283人(2017年3月)
→47,382人(2018年4月)

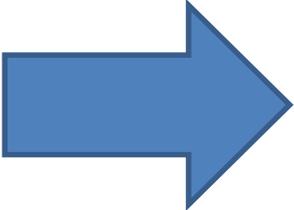
◆避難者の推移



【出典】福島県災害対策本部「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報」各月最終報

政府指示の避難区域外からの避難者 (=「自主避難者」)

- 放射能被害を避けるため、避難
- ほとんど賠償なし。避難の費用をまかなえない。
- 社会的な認知も得られず、肩身の狭い思いをしてきた人も多い
- 家族の分断(放射能被害に関する考え方の違い)



「年20mSv」という政府の避難指示の基準があまりに高すぎた。(公衆の被ばく限度の20倍)
チェルノブイリ原発事故後のように、義務的な避難以外に、避難するか否か、選択できるゾーンを設けるべきであった

「復興」政策の中で、「避難者」の意思が蔑ろにされた

区域外からの避難者の住宅提供 打ち切り

- 災害救助法に基づく、応急仮設住宅・借り上げ住宅の提供が行われていた(無償)
- 国の新しい支援策
「公営住宅への入居の円滑化」(有償)
- 福島県の支援策...家賃補助
- 多くの避難者・支援団体が打ち切りに反対

原発事故子ども・被災者支援法①

- **第二条2**

被災者生活支援等施策は、被災者一人一人が第八条第一項の支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならない。

- **第三条**

国は、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護すべき責任並びにこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、...被災者生活支援等施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

原発事故子ども・被災者支援法②

- 第九条

国は、...移動先における住宅の確保に関する施策、移動先における就業の支援に関する施策、移動先の地方公共団体による役務の提供を円滑に受け取ることができるようにするための施策...その他の必要な施策を講ずるものとする。

住宅支援打ち切り後も 8割近くの人たちが避難の継続を選択

4月以降の住まいの確保先について

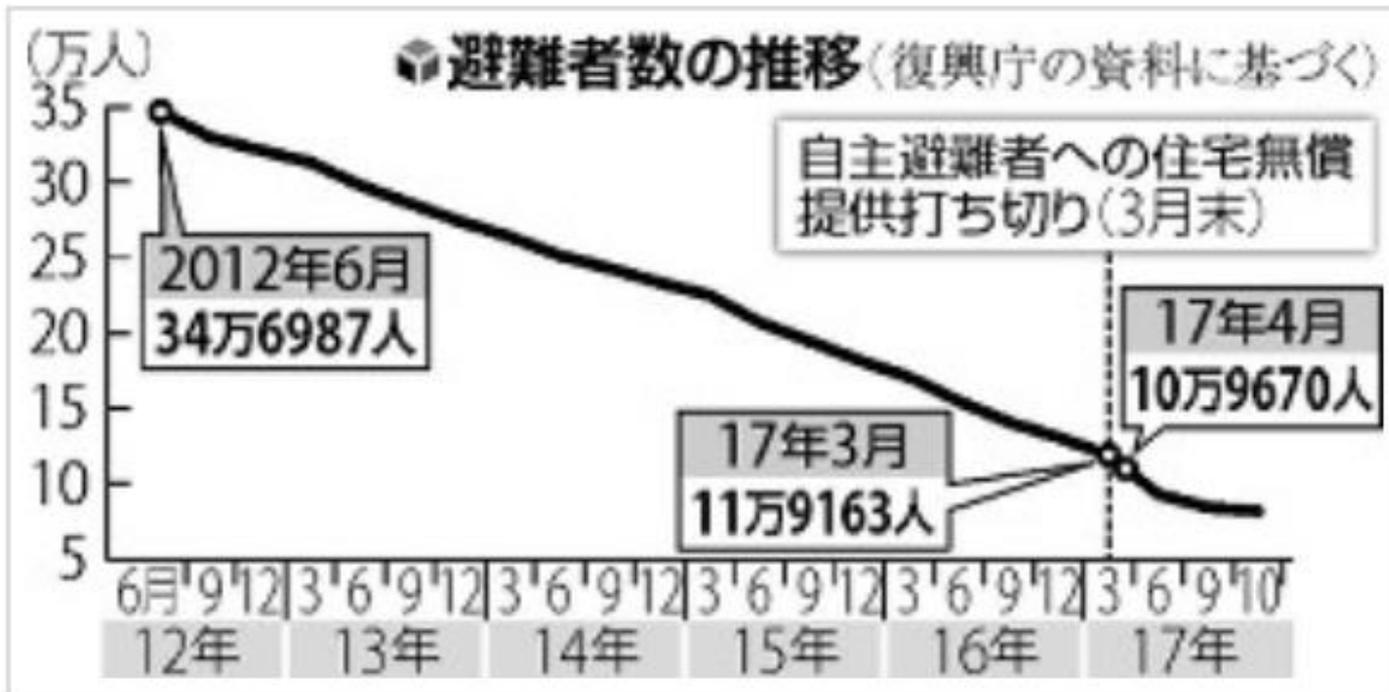
※戸別訪問等で意向を確認できた8,744帯(戸別訪問前にすでに移転済等により確保先が不明の世帯を除く)の状況。

- 県内の避難者は、避難元へ帰還するという世帯が66.6%で最も多くなっている。
- 県外の避難者は、避難先で生活を継続するという世帯が78.2%で最も多くなっている。

(H29.3.31現在、単位:世帯)

	福島県 (避難元)	避難先	避難先、 避難元以外	合計
県内	2,639	936	388	3,963
	66.6%	23.6%	9.8%	100%
県外	876	3,736	169	4,781
	18.3%	78.2%	3.5%	100%
合計	3,515	4,672	557	8,744
	40.2%	53.4%	6.4%	100%

集計に含まれない？



復興庁が毎月公表している東日本大震災の避難者に、福島、宮城、神奈川県の自主避難者が含まれていなかった。

避難者数は3月から4月にかけて9493人減り、うち3県は7162人(福島5120人、宮城1377人、神奈川665人)

自主避難者を集計に含めず、福島など3県分
読売新聞：2017年11月13日

自主避難者の声①

小さなこども2人と母子避難、その後に離婚した。介護士の資格をとり、子どもを保育所に預け、必死に働いてきた。3月までで住宅の提供がうちきられたが、家賃の支払いができる財政力がなく、途方にくれている。

自主避難者の声②

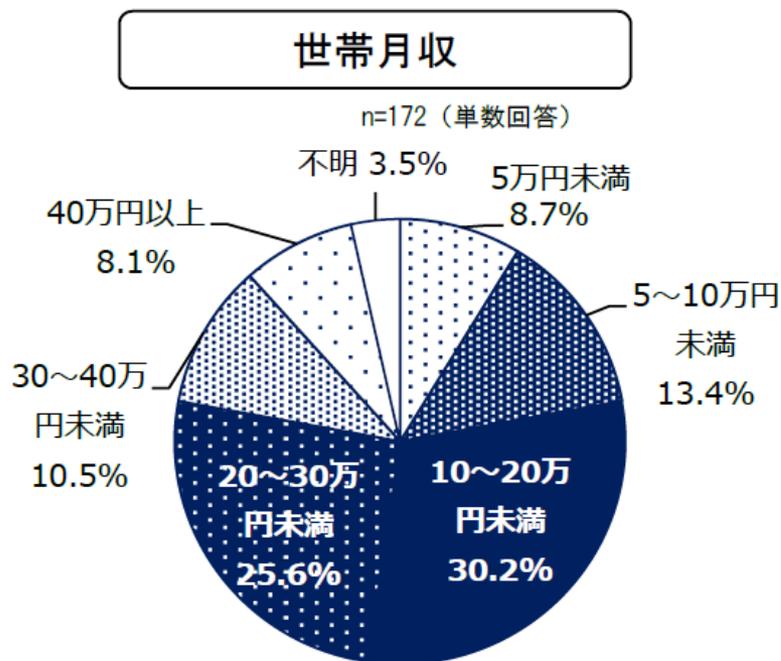
- 2人の子どもを連れて避難。埼玉県の県営住宅で暮らす。
- 避難後は看護助手として働いていたが、心身の調子を悪くし、生活保護を受けながら准看護学校に通っている。
- 避難をめぐって、夫と離婚。両親とも絶縁。小学生の子どもたちが病気になって准看護学校を休めず、身近に頼る人がいない

自主避難者の声③

都営住宅の優先入居の仮斡旋に当選したが、
当選した都営住宅は現在の避難先住宅から遠く離れ、
子供の学校の転校による「いじめ」の不安と経済的負担が重く、
都営住宅の入居を断念した。福島の自宅ローンと国家公務員や都営住宅設定

...家賃や駐車場あわせて16万円、敷金も準備できる状況にない。しかし子どもの健康は守り抜きたい。

東京都)住宅提供打ち切り後の 自主避難者へのアンケート



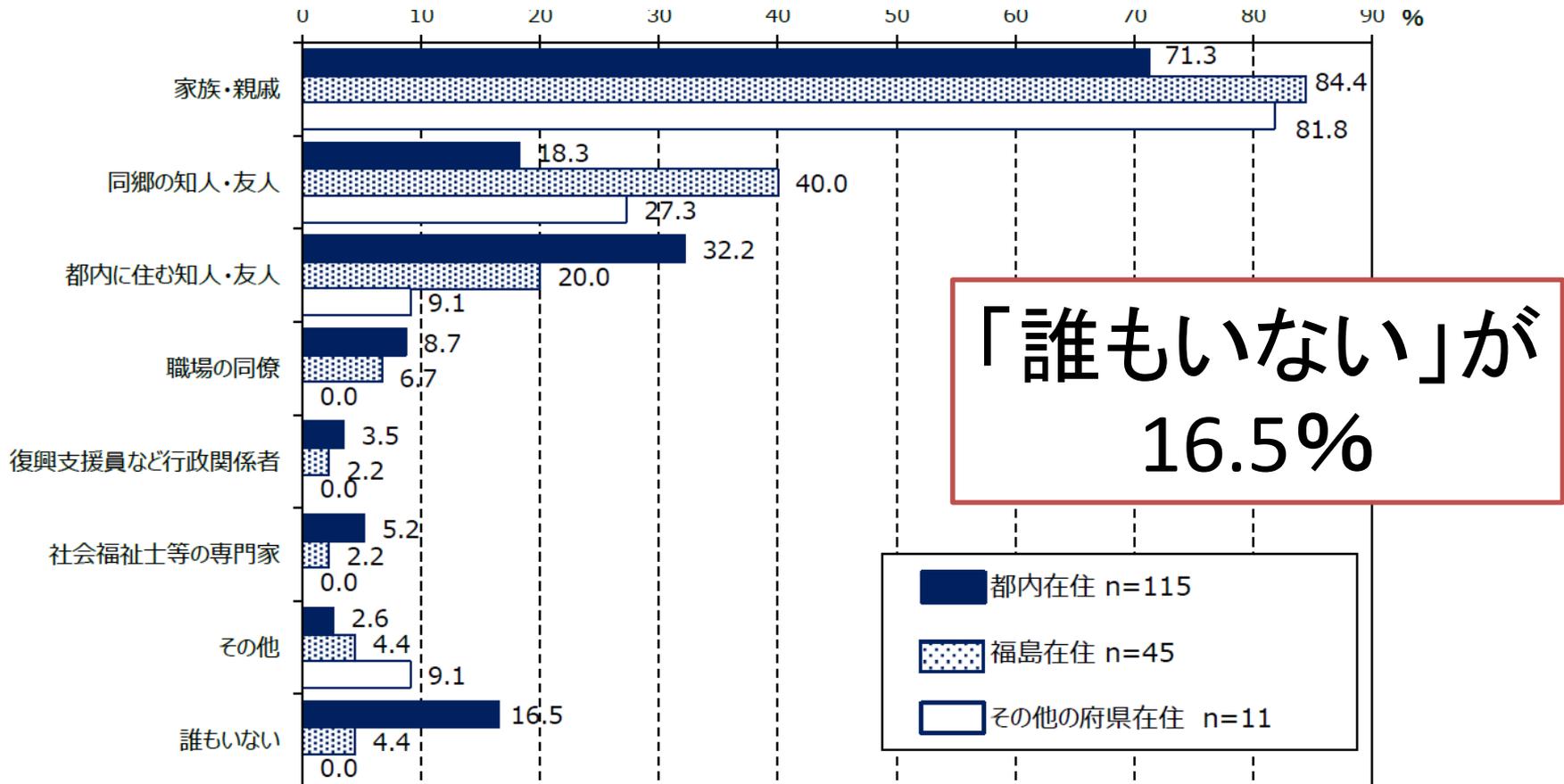
月収が10万円以下の世帯が22%に、20万円以下の世帯が過半数に上っている。

東京都「平成29年3月末に応急仮設住宅の供与が終了となった福島県からの避難者に対するアンケート調査の結果について」2017年10月11日

平成29年3月末までに応急仮設住宅の供与が終了となった福島県からの避難者（平成28年4月1日時点で都が提供する応急仮設住宅に居住していた629世帯）のうち、応急仮設住宅を退去した世帯で郵送が可能な世帯、570世帯が対象。

回答数は172件（回答率：30.2%）

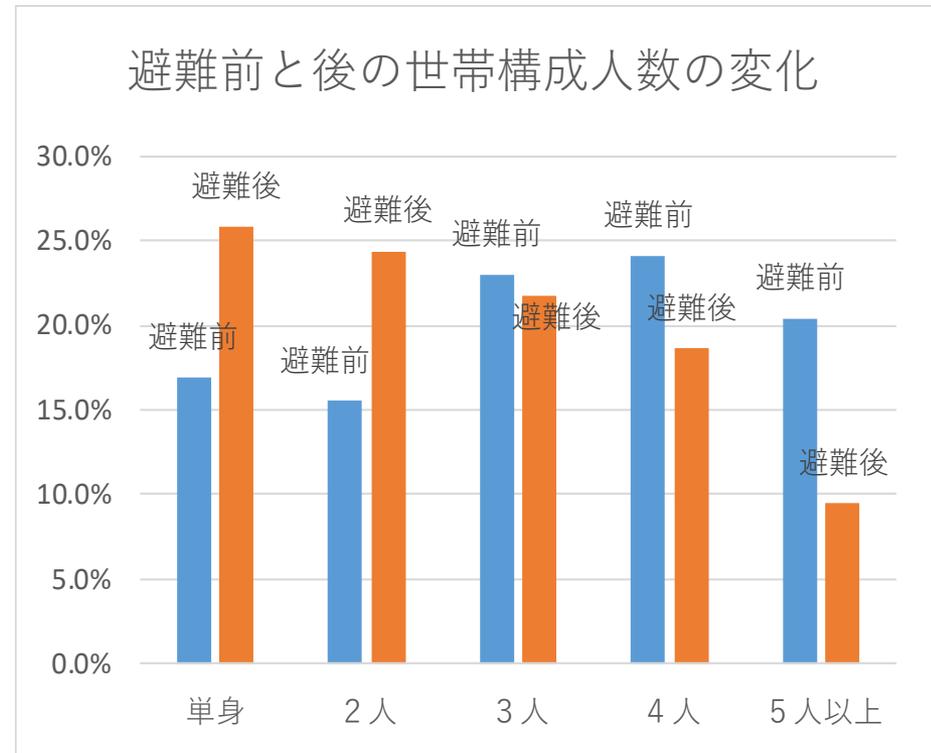
連絡や相談をする相手



東京都「平成29年3月末に応急仮設住宅の供与が終了となった福島県からの避難者に対するアンケート調査の結果について」2017年10月11日

新潟の調査から 世帯人数が減少

- 平均世帯人数は、震災前3.30人から2.66人へ減少。単身世帯と二人世帯が増加し(計震災前32.4%→現在50.2%)、
- 3人以上世帯が減少(計震災前67.5%→現在49.9%)。
- 毎月の平均世帯収入は10.5万円減少した(避難前36.7万円→26.2万円)



避難の協同センター

- 2016年7月設立
- 避難者の相談の受付と支援、自治体・国への政策提言を行っている
- FoE Japanが事務局



「避難の協同センター」の活動から 見えてきたこと

生活困窮による個別相談と生活保護申請などの同行支援が増え続けた。

- 「生活困難、経済的困難に陥り、4月以降の家賃支払いが困難」
- 「生活保護申請しても、車両所有や転居指導などの理由で受給が断られる」
- 個別支援を必要とした避難者のほぼ全てが「母子避難」であり、「母子世帯」
- 支援要件からこぼれ落ちた避難者
- 2013年以降に自力で避難された方々は応急仮設住宅の無償供与などの支援も受ける事ができなかった避難者の窮状も深刻化

2017年3月以降の相談事例より

- 生活困難、経済的困難に陥り、4月以降の家賃支払が困難
- 生活保護の申請でさまざまな水際作戦で断られる
- 母子避難の方が自死→夫のDVがあり、母子だけで避難。ダブルワークで子どもを進学させ、雇用促進住宅の継続居住が決まった矢先に精神のバランスを崩したと思われる

避難者の状況～まとめ

- 経済的な貧困、および「つながり」の貧困
- 全体像がみえない
- 民間の支援団体だけでは対応できない
- 本来、国が支援を継続すべき
- 自治体議員のネットワークが必要

原発避難者訴訟 各地の判決

○：認める ×：認めず ー：請求せず

東京電力 国の
の責任 責任

賠償命令

	東京電力 の責任	国の 責任	賠償命令	
2017年	前橋地裁 3月17日	○	○	約3800万円 (62人)
	千葉地裁 9月22日	○	×	約3億7500万円 (42人)
	福島地裁 10月10日	○	○	約4億9700万円 (2907人)
18年	東京地裁 2月7日	○	ー	約10億9500万円 (318人)
	京都地裁 3月15日	○	○	約1億1000万円 (110人)
	東京地裁 16日	○	○	約5900万円 (42人)

※金額は100万円未満切り捨て

東京新聞
原発事故 国の責任4
度目認定 東京地裁
「自主避難は合理的」
2018年3月17日 朝刊

原発避難者 京都訴訟の争点と判決

	原告	被告	京都地裁判決
津波予見性と対策	長期評価などを基に原発敷地高を越す津波を予見できた。配電盤などを高所設置すれば事故は回避可能だった	長期評価の知見は不十分で、それを踏まえた試算を基に防潮堤を設置しても事故は防げなかった	長期評価で地震発生の可能性は指摘されており、津波到来の危険を予見するのは十分可能だった
国の責任	国は規制権限を行使し、東電に対策を取らせる必要があった	事故前まで、国は規制権限を有していなかった	東電に対し、津波高の試算をさせず、対応を命じなかったのは違法
自主避難 低線量被ばくと	年間100ミリシーベルト以下の被ばくでも健康に影響がある。国内法で公衆被ばく線量の限度が年間1ミリシーベルトとされており、それを超える地域から避難することは社会通念上相当	年間100ミリシーベルト以下の被ばくは健康に影響があるにしても、他の要因に隠れてしまうほど小さい。避難の基準は年間20ミリシーベルトが妥当	避難指示に基づく避難でなくとも、個人ごとの状況によっては自主的に避難を決断するのも社会通念上、合理性がある

京都新聞「国と東電の津波予見性、可能と認定 原発避難訴訟で京都地裁」

2018年3月15日

自主避難の合理性

京都地裁では、線量の判断はせず。

「社会通念上、相当」

- 自主避難者の避難相当性の判断基準について、国の中間指針追補に基づく自主避難等対象区域を12年4月までに避難した
- 区域外についても、原発からの距離、避難指示区域との近接性、自主避難等対象区域との近接性、政府などから公表された放射線量に関する情報、居住地の自主避難状況、事故から避難するまでの時期、家族に子どもや放射線の影響を懸念しなければならない事情があるなど

＜賠償の対象となる方＞

平成23年3月11日時点で、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、相馬市、新地町、いわき市のうち、避難等対象区域を除く区域に生活の本拠としての住居があった方



A : 自主的避難等対象区域

B : 避難等対象区域

健康への被害

- 公的な調査は、福島県内の18歳以下の子どもたちを対象にした、甲状腺がんの検査のみ
- 福島県外については行われていない
- 甲状腺がん以外の病気については、体系的には把握されていない

福島県県民健康調査～甲状腺がんの子どもたちの数

	対象者数、受診者数	甲状腺がん又は疑い	手術後確定	備考
一巡目検査(2011～2013年)	対象:367,649人 受診者300,473人 (受診率81.7%)	116	101	手術例102例、良性1人、乳頭がん100人、低分化がん1人
二巡目検査(2014～2015年)	対象:381,256人、 受診者270,511人 (受診率71.0%)	71	51	がんまたは疑いの71人のうち、前回A判定は65人。手術例のうち低分化がん1人
三巡目検査(2016年～)	対象:336,654人 受診者:191,669人 (受診率56.9%)	10 (男:女 =6:4)	7	がんまたは疑いの10人のうち、前回A判定は7人、B判定1人、未受診3人
合計		197	159	

2018年3月5日までの福島県県民健康調査委員会による発表をもとに作成

数字に含まれていない甲状腺がんの子どもたち

- 甲状腺がんと診断された子どもたちのうち、その一部が、福島県県民健康調査で発表されている数字に含まれていない
- 経過観察とされた後に甲状腺がんが見つかったケースは報告されていない。経過観察となっている受診者は、計2,881人（2017年10月）

事故の影響は「考えにくい」と結論

「わが国の地域がん登録で把握されている甲状腺がんの統計などから推定される有病数に比べて数十倍のオーダーで多い」とする中間取りまとめを発表した。

一方で、「放射線の影響は考えにくい」としている。

(2015年5月福島県県民健康調査委員会中間報告)

執刀した鈴木真一教授によれば...

- 手術した125例中、腫瘍径10mm以上が82例（65.6%）
- リンパ節転移は97例（77.6%）
- 甲状腺組織外浸潤あり49例（39.2%）
- 遠隔転移あり3例（2.4%）

第5回放射線と健康についての福島国際専門
家会議（2016年9月26-27日、福島）

スクリーニング効果？

過剰診断論？

- スクリーニング効果＝一斉に検査を行うことにより、潜在的に持っている病気が発見される効果



県民健康調査委はスクリーニング効果を加味しても、「多く発生している」と結論

- 過剰診断＝生命予後を脅かしたり症状をもたらしたりしないようながんの診断



手術症例が深刻。放置できるようなものではない、と執刀医

- 「多く発生している」→「事故の影響ではない」→「〇〇ではないか？」という論理構成が問題ではないか？

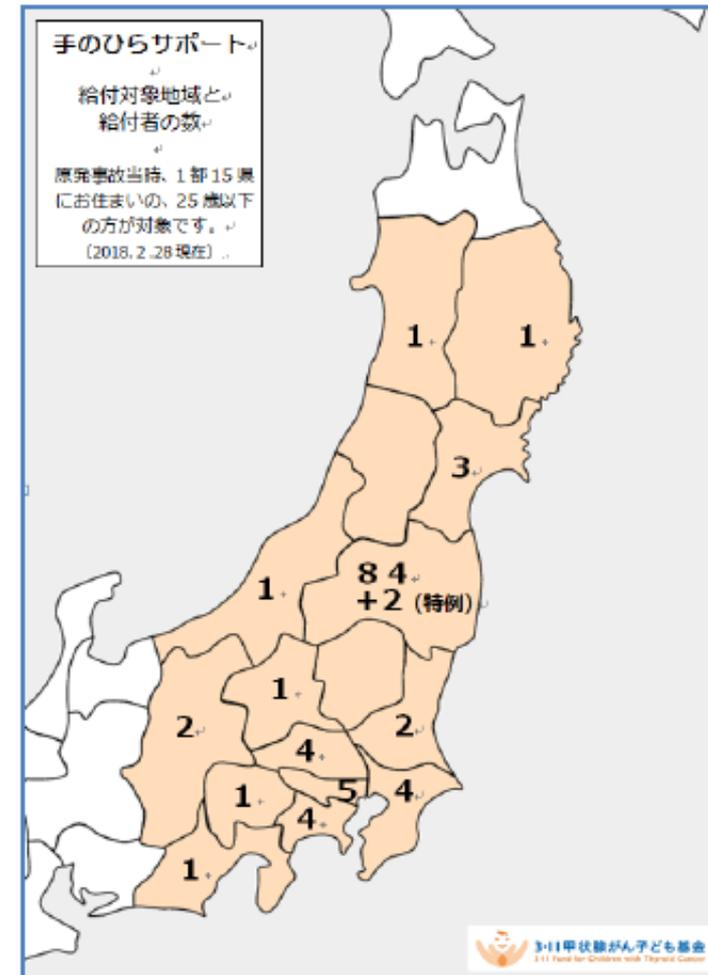
3・11 甲状腺がん子ども基金

- 2016年7月に設立された民間の基金
- FoE Japanが設立に協力。現在は理事として参加
- 東日本の15の都県における25歳以下の甲状腺がんの患者たちへの療養費給付事業を行っている



療養費給付状況

- 2016年12月～2018年2月までに、114人を対象に給付
- 福島県内84人、県外30人
 - 県外)岩手県1人、秋田県1人、宮城県3人、茨城県2人、千葉県4人、埼玉県4人、東京都5人、神奈川県4人、新潟県1人、長野県2人、山梨県1人、静岡県1人
- アイトープ治療適用者の合計は、13人
(福島県内2、県外11)
→県外の比率が圧倒的に多い
→発見が遅れたため、重症化か？



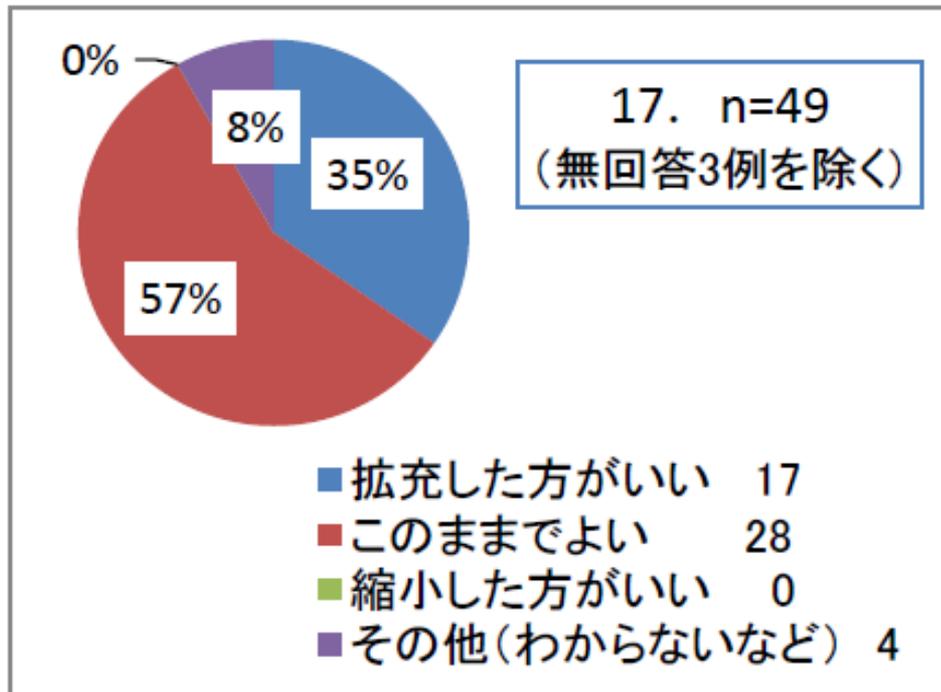
療養費給付事業でわかったこと

- 福島県内...再発例84人中8例(9.5%)
 - 再手術までの期間は1年～4年4カ月(平均は2年4カ月)
 - 片方だけを切除してもう片方が再発するケース、リンパ節に転移している場合など

Cf) 若年者ほどがんの進行が速いという研究結果あり
- 長期間、手術を待ったり、何度も検査をしながら経過観察が続いたりしているケースも

療養費給付対象者(福島県) アンケート結果より②

事故時18歳以下を対象に、20歳まで2年に1度、その後は5年に1度という甲状腺検査の対象年齢や頻度についてどう思いますか？



原発事故子ども・被災者支援法

- 第十三条 第二項

少なくとも、子どもである間に一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住したことがある者（胎児である間にその母が当該地域に居住していた者を含む。）及びこれに準ずる者に係る健康診断については、それらの者の生涯にわたって実施されることとなるよう必要な措置が講ぜられるものとする。

甲状腺がん～まとめ

- 甲状腺がんが「多く発生している」ことについては、県の委員会も認めている
- 過剰診断論→手術症例が深刻。再発もある。
- 当事者たちは、検査の維持もしくは拡大を求めている

全体まとめ

1. 「復興」のかけで、個々の被害者の救済が進んでいない
→「復興」とは何か？ 被害者参加のもとで政策の見直しが必要
2. 「復興」圧力のもとで、被ばく影響について、議論できない状況
→公的な議論をする空間を
3. 進む「見えない化」
→現状把握が急務